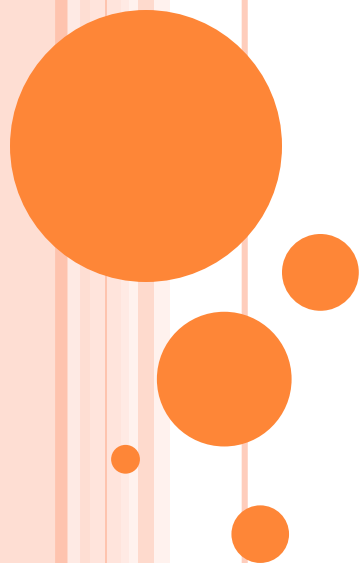


食育推進計画 補足資料



食育とは？

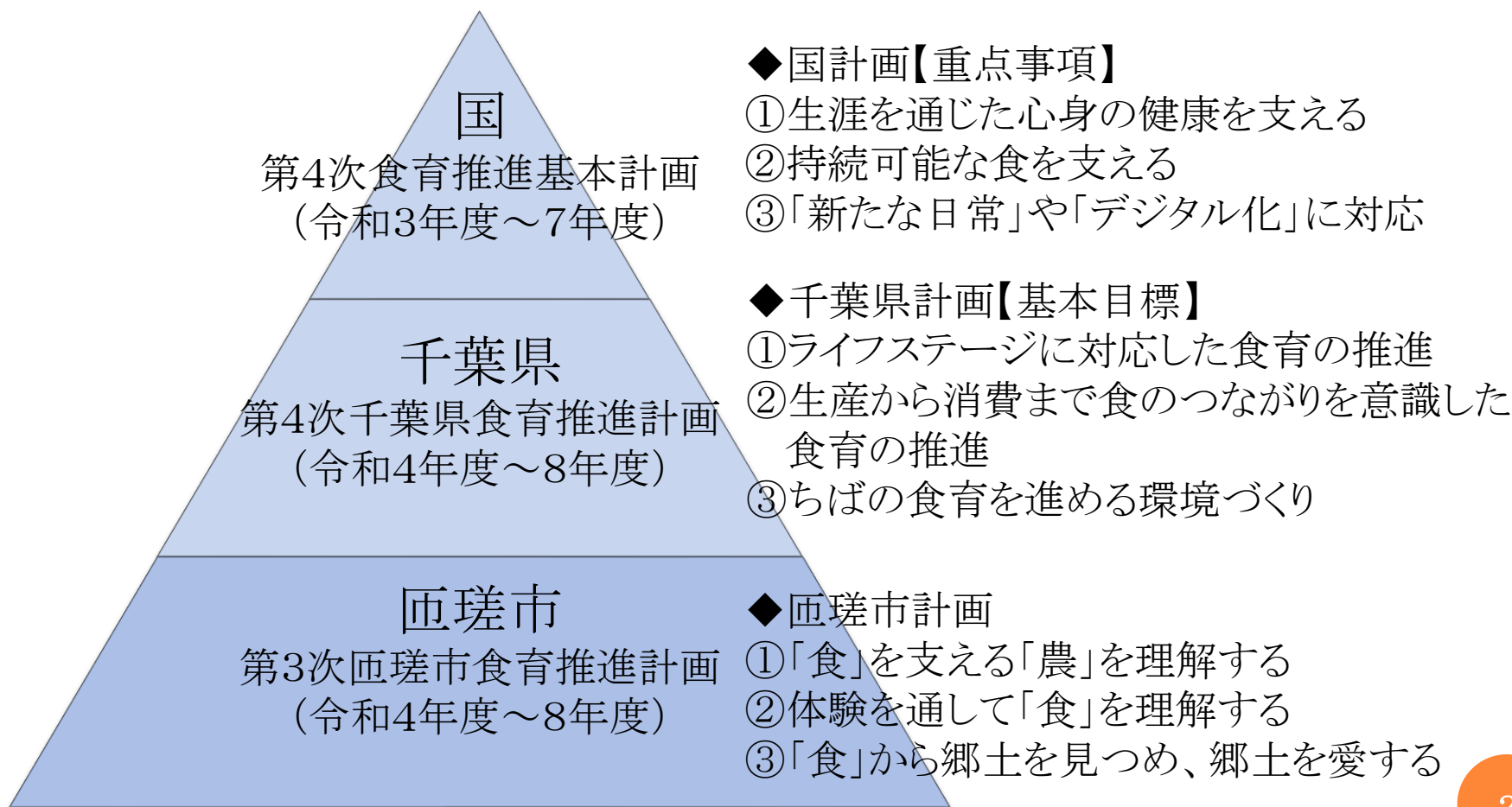
- 食育基本法（平成17年6月施行）
 - 生きる上の基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるべきもの
 - さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てること



「食」の持つ多様性・多面的

例：健康、教育、産業、環境、地域性、
食文化（伝統、郷土料理）、関係性…

食育に関する計画 (国・千葉県・匝瑳市)

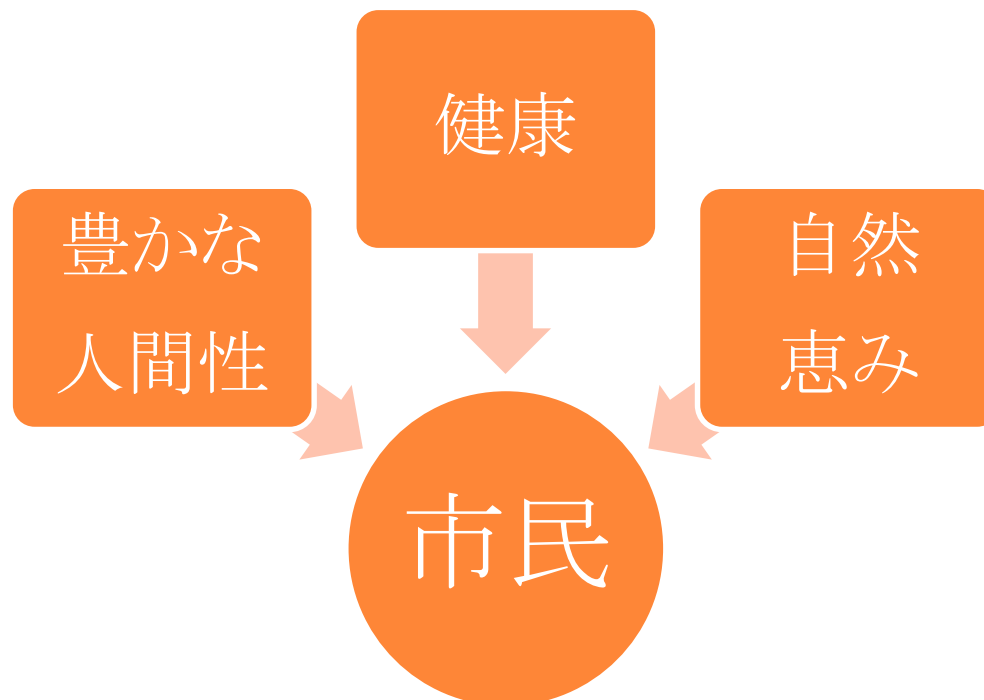


市食育推進計画の沿革等

- 平成24年3月第1次計画策定（計画：平成24年度～28年度）
- 平成29年3月第2次計画策定（計画：平成29年度～令和3年度）
- 令和4年3月第3次計画策定（計画：令和4年度～8年度）
 - 基本理念や目標は踏襲しつつ、国や千葉県の食育計画のほか、匝瑳市の関連計画との整合性を図る
ex.「デジタル化」「SDGsの観点」「新しい生活様式」
- 市総合計画との関連
 - 各分野の施策として明確に位置付け
 - 「健康・福祉・医療」「産業」「教育・交流」
 - 直接の位置づけは無いが関連する項目
 - 「環境」「地域文化」（受継がれてきた食）

市食育推進計画 基本理念

- 市民一人ひとりが、心豊かに幸せな暮らしを営むため、自然を感じ、共に生き、自然の恵みに感謝することを通し、「農」に根差した、健康でゆるぎない暮らしができる心身を育む



市食育推進計画 基本目標

1 「食」を支える「農」を理解する

2 体験を通して「食」を理解する

3 「食」から郷土を見つめ郷土を愛する

第3次市食育推進計画 基本施策



1. 地産地消の推進

- ・給食施設での地元農産物の利用促進
- ・生産者と消費者との交流と農業体験や漁業体験の促進 等



2. 家庭・地域における食育の推進

- ・地域における食育の実践
- ・食育推進のための人材の育成支援 等



3. 学校等における食育の推進

- ・学校給食を通じた食育の充実
- ・農業体験・漁業体験の促進 等



4. 食文化や郷土料理の伝承

- ・季節の移り変わりを感じる「食」の伝承
- ・地元農水産物を活かした料理や郷土料理の普及と実習 等



5. 「食」と健康に関する知識の普及

- ・規則正しい生活リズムやバランスのとれた「食」の推進
- ・健康管理のための「食」の推進 等

第3次市食育推進計画 数値目標

- 共通の目標を掲げ、達成に向かって協力して取り組むとともに、その成果を客観的に把握する。
 - 項目は、各基本施策に対応している
 - 進捗状況は、各課の取組み状況及び市民意識調査により把握する
- (詳細:別紙「数値目標の達成状況について」)